

但馬空港運営事業  
実施方針

平成 26 年 4 月  
兵庫県

## [ 目次 ]

第 1	特定事業の選定に関する事項	
1	事業の内容に関する事項	
(1)	事業名称	1
(2)	事業に供される公共施設の種類	1
(3)	公共施設の管理者の名称	1
(4)	事業の背景	1
(5)	事業の目的	1
(6)	公共施設等の立地並びに規模及び配置	2
(7)	事業方式	2
(8)	事業期間	3
(9)	本事業における利用料金の設定及び収受	3
(10)	本事業の業務範囲	3
(11)	運営権者に与えられる権利	8
(12)	本事業の執行に必要となる運営権者に対する支援	8
(13)	本事業の対象となる施設整備の取り扱い	9
2	特定事業の選定及び公表に関する事項	10
第 2	運営事業者の選定に関する事項	10
第 3	公共施設等運営権実施契約に定めようとする事項	10
第 4	運営事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	
1	運営権者の経営責任に関する基本的な考え方	11
2	単年度計画	11
3	管理水準及び調査点検等	
(1)	管理水準	12
(2)	調査点検等	13
4	財務情報の報告及び開示	14
第 5	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	
1	契約解除の事由	
(1)	県の事由による契約解除	15
(2)	運営権者の事由による契約解除	15
(3)	自然災害が発生した場合の契約解除	16
2	契約解除の効果	
(1)	県の事由による契約解除の効果	16
(2)	運営権者の事由による契約解除の効果	16
(3)	自然災害が発生した場合の契約解除の効果	17
第 6	実施契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	17
	(参考)本事業の関係法令	18
別紙	但馬空港位置図	

## 第1 特定事業の選定に関する事項

### 1 事業の内容に関する事項

#### (1) 事業名称

但馬空港運営事業（以下「本事業」という。）

#### (2) 事業に供される公共施設の名称

但馬空港（兵庫県立但馬飛行場）

#### (3) 公共施設の設置者の名称

兵庫県知事 井戸 敏三

#### (4) 事業の背景

コウノトリ但馬空港は、但馬地域の高速交通の空白状態を解消し、但馬地域経済の活性化など地域活力の向上に寄与することを目的としている。

平成6年5月に開港し、現在は、日本エアコミューター株式会社が、S A A B機（36人乗り）により、大阪国際空港～コウノトリ但馬空港間を1日2便（朝夕2往復）運航している。

旅客者数は、平成7年10月の1日2便化により、平成8年度からは概ね年間20,000人を超える数値で推移してきた。その後、平成15年の日本航空株式会社と株式会社日本エアシステム（日本エアコミューター株式会社の株主）の経営統合によって東京便の乗継時間の改善等が行われた結果、利用者数が増加し、平成20年度～24年度の5ヶ年の平均では年間利用者27,500人、利用率63%程度となっている。

平成24年度は、ダイヤ変更（夕方便が繰り上げられ、大阪及び但馬滞在時間が年度比最大70分減少）の影響により、旅客者数は減少したが、平成25年度は、夏ダイヤが元のダイヤに戻ったこと、竹田城のツアー商品の好調などから、平成25年4月～平成26年2月の利用者数は26,410人（前年度同期間比112.5%）、利用者のうち東京乗り継ぎ者がはじめて1万人を超えるなど、利用者、東京乗継者とも増加傾向にある。

但馬地域には、山陰海岸ジオパークや日本100名城に指定された竹田城、ミシュラングリーンガイドジャポン二つ星の城崎温泉、ラムサール条約登録のコウノトリが野生復帰した円山川下流域湿地など、魅力ある観光資源が豊富である。竹田城への観光客数は、5年前の約22倍の50万人、城崎温泉の外国人宿泊客数が5年前の約6倍の1万1千人に増加するなど他地域との交流が拡大しつつある。このような中、県では、地元とともに羽田直行便実現に向けて取り組んでおり、更なる空港利用者の増加と活性化が望まれる。

#### (5) 事業の目的

現在の但馬空港は、県が管理する空港基本施設等と、指定管理者である但馬空港ターミナル株式会社が管理するターミナルビル施設及び駐車場などの空港周辺施設が、別々

に管理・運営されている。

県は、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（以下「民活空港運営法」という。）及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「民間資金法」という。）を活用し、但馬空港における空港基本施設とターミナルビル施設、駐車場など空港周辺施設の一体化により、効率的な運営体制を構築し、高速交通の確保と、交流人口拡大による地域活性化を図る。

## (6) 公共施設等の立地並びに規模及び配置

### 1) 事業場所

本事業の事業場所は、航空法第 46 条に基づき告示(平成 6 年運輸省告示第 232 号)された但馬飛行場の空港用地及びターミナルビル用地、空港レストラン用地、事業者棟用地、その他空港周辺施設用地とし(以下「空港用地」という。)、所在地等は以下のとおりである。

所在地：兵庫県豊岡市上佐野及びその周辺

本事業の対象となる範囲：別紙 但馬空港位置図参照

### 2) 対象施設

本事業の対象となる施設(以下「対象施設」という。)は、以下のとおりである。

空港基本施設(滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン等)

空港航空保安施設(航空保安無線施設、対空通信施設、航空灯火、昼間障害標識)

ターミナルビル(航空旅客取扱施設、事務所及び店舗並びにこれらの施設に類する施設及び休憩施設、送迎施設、見学施設等)

事業者棟

空港レストラン

格納庫

航空機展示場、展示航空機及び附帯施設

空港公園及び公園内施設

給油施設

道路(空港用地内の道路)・駐車場(空港利用者用、従業員用等)

空港用地(本事業における定義は「第 1 - 1 - (6) 公共施設等の立地並びに規模及び配置」1) 事業場所に記載。)及び上記各施設に附帯する施設(土木、建築、機械、電気施設等)

## (7) 事業方式

本事業は、民活空港運営法に基づく地方管理空港特定運営事業であり、同法第 10 条の規定により、本事業を実施する者として選定された民間資金法第 2 条第 5 項に規定する選定事業者(以下「選定事業者」という。)が県から民間資金法第 16 条に規定する公共施設等運営権(以下「運営権」という。)の設定を受けて運営権者となる。運営

権者は、県との間で民間資金法第 22 条に規定する公共施設等運営権実施契約(以下「実施契約」という。)を締結し、実施契約に従って、本事業を実施する。

また、県は、運営権者に対し、「第 1 - 1 - (6)公共施設等の立地並びに規模及び配置」に示す県空港用地及び空港用地内のターミナルビル等の建物、現在但馬空港において使用されている本事業に関連して必要となる物品(以下「本事業関連物品」という。)を実施契約に記載する条件で無償貸付する。

なお、貸付期間は、「第 1 - 1 - (8)事業期間」に示す事業期間とする。

#### (8) 事業期間

事業期間は、実施契約に定める事業開始日から 5 年を経過する日が属する年度末までとする。

なお、運営権の存続期間は、運営権が設定された日から事業期間終了日までとする。

存続期間：事業期間に本事業の実施に要する準備期間を含めたもの。

#### (9) 本事業における利用料金の設定及び収受

##### 1) 料金の設定

運営権者は、民活空港運営法第 2 条第 6 項第 1 号に規定する着陸料等については、各法律の定めるところに従い、必要な届出等を行い、航空運送事業者やテナント等からの施設賃貸料等その他各種料金については、関係法令に基づく手続きに従った上で、運営権者が定めることができる。

なお、利用料金の額は、「兵庫県立但馬飛行場の設置及び管理に関する条例」別表第 1 から別表第 3 に掲げる料額を基準額とし、当該基準額に 0.5 から 1.5 を乗じて得た額の範囲内で、運営権者が県に届け出るものとする。ただし、利便施設について、公募に付して、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者に利用させる場合にあっては、その者の申込みに係る価格に相当する額とする。

##### 2) 料金の収受

利用料金は、運営権者が収受する。

#### (10) 本事業の業務範囲

本事業の業務範囲は以下の項目とする。なお、事実行為は、第三者に業務委託して実施することができる。

当該業務委託を行う上で運営権者が遵守すべき制限・手続を含め、本事業における詳細な実施条件については、実施契約書、管理水準書、その他の文書において定める。

##### 1) 空港運営事業(民活空港運営法第 2 条第 6 項第 1 号)

空港の維持管理業務

- ・ 滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン等の維持管理（補修、更新・改良等）業務
- ・ 構内道路等、上下水道施設等の維持管理（補修、更新・改良等）業務

#### 空港の運營業務

- ・ 滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン等の管理運用・保守業務
- ・ 構内道路等、上下水道施設等の管理運用・保守業務
- ・ 雪氷調査及び滑走路、誘導路、エプロン等の除雪業務
- ・ 飛行場面の保守・点検業務（スポットの運用業務、鳥獣対策業務等）
- ・ 制限区域の安全管理業務
- ・ 障害物管理業務（制限表面の管理、空港周辺における新たな開発の監視等）
- ・ 飛行場情報提供業務
- ・ 気象観測業務
- ・ 空港警備業務（巡回点検、機器による監視業務等）
- ・ 空港消防業務
- ・ 空港救護業務

着陸料等の設定及び国土交通大臣への届出（民活空港運営法第13条）並びにその收受  
ただし、以下の場合においては着陸料等を收受しないものとする。

- ・ 県が指定する者が使用するとき
- ・ 離陸後、天候不良等の理由により再度着陸のため利用しようとするとき  
着陸料等について国土交通大臣に届出を行う際は、県への届出も行う。

### 2) 空港航空保安施設運営事業（民活空港運営法第2条第6項第2号）

#### 空港航空保安施設の維持管理業務

- ・ 航空保安無線施設等これらに付随する電気施設の維持管理（補修、更新・改良等）業務
- ・ 航空灯火及び付随する電気施設の維持管理（補修、更新・改良等）業務
- ・ 昼間障害標識の維持管理（補修、更新・改良等）業務

#### 空港航空保安施設等の運營業務

- ・ 航空保安無線施設等これらに付随する電気施設の運用・保守業務
- ・ 航空灯火及び付随する電気施設の運用・保守業務

空港航空保安施設の使用料金を設定する場合、国土交通大臣への届出（民活空港運営法第12条第2項）[県にも届出]並びにその收受

### 3) 環境対策業務

「航空機騒音に係る環境基準について(昭和48年12月27日環境庁告示第154号)」  
に係る騒音測定業務に対する協力

### 4) その他附帯する事業（民活空港運営法第2条第6項第4号）

運営権者が実施義務を負う事業・業務

a 空港供用規程の策定、公表及び国土交通大臣への届出（民活空港運営法第13条、空港法第12条）

(a) 記載内容

空港供用規程には、以下の内容を記載するものとする。

- ・ 空港の概要
- ・ 運用時間
- ・ 空港が提供するサービス
- ・ 利用者その他の者が遵守すべき事項

(b) 手続き

空港供用規程の策定に当たっては、以下の手続きを行うこととする。

- ・ 空港の運用時間は、県と協議の上、設定する。
- ・ 空港供用規程は、県と事前協議の上、国土交通大臣へ届出を行う。

なお、県は、策定された空港供用規程について、著しい利用者利便の低下が認められるときは、変更を命ずることができる。

b 空港保安管理規程（セイフティ編及びセキュリティ編）の策定及び国土交通大臣への届出（民活空港運営法第12条、航空法第47条の2）

(a) 準拠すべき基準等

空港保安管理規程は、以下の基準等に準拠して策定するものとする。

- ・ 空港保安対策関係基準
- ・ 空港保安管理規程（セイフティ編・セキュリティ編）策定基準
- ・ 空港保安管理規程に係る航空局通達

(b) 手続き

空港保安管理規程の策定に当たっては、県と事前協議の上、国土交通大臣へ届出を行う。

c 空港用地の管理

- ・ 県空港用地の管理業務
- ・ 県又は県が指定するその他の者への空港用地貸付業務

本事業の業務に支障のない範囲において、新たに県が使用することとなる空港用地については、実施契約に定めるところに従い、運営権者が県に対して無償で使用させるものとし、県が指定するその他の者についても県が指定した条件で使用させるものとする。

- ・ 国土交通省、NTT、電力会社等への空港用地貸付業務

運営権者が運営開始後第三者との間で新たに空港用地の貸付契約を結ぶ場合には、県に対して転貸承認申請書及び転借人の誓約書並びに株主名簿を提出し、承認を得なければならない。

d ターミナルビル・事業者棟・空港レストラン事業

- ・ 航空運送事業者に対する施設貸付業務
- ・ テナント等に対する施設貸付業務
- ・ 会議室貸出業務
- ・ 警備業務
- ・ バス停、タクシースタンド、標柱等への施設貸付業務
- ・ 旅客取扱業務（便益施設等の提供）
- ・ その他ターミナルビル等を用いたサービス提供業務
- ・ 施設の維持管理業務
- ・ 上記に附帯する一切の業務

本事業の業務に支障のない範囲において、新たに県が使用することとなる施設については、実施契約に定めるところに従い、運営権者が県に対して無償で使用させるものとし、県が指定するその他の者についても県が指定した条件で使用させるものとする。

e 旅客取扱施設利用料を設定する場合、国土交通大臣への上限認可申請（空港法第 16 条第 1 項）上限の範囲内での利用料の設定及び届出（空港法第 16 条第 3 項）[ 県にも届出 ] 公表（空港法第 16 条第 5 項）並びにその収受

f 格納庫事業

- ・ 格納庫の運営業務
- ・ 施設の維持管理業務

g 空港公園、航空機展示場、展示航空機及び附帯施設の管理

- ・ 施設の維持管理業務

h 駐車場事業

- ・ 駐車場の運営業務
- ・ 施設の維持管理業務

i 航空機給油関連事業

- ・ 航空機給油サービス業務
- ・ 施設の維持管理業務

j 空港の利用促進事業

- ・ 空港の P R など航空需要拡大に向けた県及び関係地方公共団体（豊岡市・養父市・朝来市・香美町・新温泉町）等と連携して行う業務

k 協議会への出席（民活空港運営法第 13 条）

- ・ 運営権者は、空港法第 14 条に定める協議会（但馬空港）を構成する一員となる。空港管理者が空港法第 14 条第 1 項に定める協議（空港の利用者の利便



の向上を図るために必要な協議)を実施する旨を運営権者に通知したときは、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならず(同条第4項) 協議会において協議が調った事項については、その協議の結果を尊重しなければならない(同条第6項)。

運営権者が任意で行う事業・業務

運営権者は、関連法令を順守し、空港機能を阻害せず、暴力団の事務所その他これに類するものに当てはまらず、公序良俗に反しない範囲において、必要と考える業務を行うことができる。

利用料金の設定及びその收受

その他附帯する事業に関して利用料金を設定し、收受することができる。

5) 関係機関との協定等

現在、県が他の自治体・事業者等と締結している協定等については、承継することとする。なお、現在締結している協定等は、以下のとおりである。

	名 称	相 手	協定期間
1	但馬飛行場不法侵入事案等発生時における警察官の制限区域への立ち入りに関する協定	豊岡南警察	H19.2.1～ 期限なし
2	兵庫県立但馬飛行場のセキュリティに関する申し合わせ	豊岡南警察	H24.11.1～ 期限なし
3	豊岡市消防本部との緊急相互援助に関する協定	豊岡市消防本部	H19.7.1～ 期限なし
4	兵庫県立但馬飛行場医療救護活動に関する協定書	豊岡市医師会	H23.10.3～ 期限なし
5	兵庫県立但馬飛行場医療救護活動に関する協定書及び細目	豊岡市医師会	H23.10.3～ 期限なし
6	飛行場内事業所等との協力協定	但馬空港ターミナル(株) 全但バス(株) (財)航空機安全通航支援センター	H19.7.1～ 期限なし
7	航空機無線施設及び気象観測施設障害時における早期復旧のための相互協力に関する申し合わせ	熊本県、広島県	H16.3.1～ 期限なし
8	航空灯火の補用品協定書	神戸市、石川県、静岡県、 岡山県、佐賀県 他	H25.4.1～ 期限なし
9	但馬飛行場に係る航空気象情報の提供及び情報の相互連絡並びに機器の保守に関する申し合わせ	大阪航空局大阪 空港事務所	H6.5.18～ 期限なし
10	但馬飛行場の気象情報配信に関する協定	大阪管区气象台	H6.4.28～ 期限なし
11	但馬飛行場の航空気象情報の送受信に関する申し合わせ	大阪航空測候所	H6.5.18～ 期限なし

12	海上保安庁所属航空機による但馬空港運用時間外の利用許可について	第八管区海上保安部	H12.8.22～ 期限なし
13	公立豊岡病院ドクターヘリの空港利用等について	豊岡病院	H24.4.1～ 期限なし
14	但馬空港における落下傘降下の取り扱いについて	但馬空港関連航空事業者	H25.8.29～ 期限なし
15	JAC 冬季運航に係る雪氷調査について	日本エアコミューター(株)	H20.12.26～ 期限なし

現在、県と但馬空港ターミナル株式会社間で締結している「大規模災害時における航空機燃料の供給等の協力に関する協定」についても承継する。

#### (11) 運営権者に与えられる権利

県は、運営権者に対して本事業に必要な権利として以下に記載したものを与える。

##### 運営権

- ・ 空港用地
- ・ 「第1-1-(10)本事業の業務範囲」1)及び2)、4)に関連して運営権者が使用する滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、航空保安無線施設、対空通信施設、航空灯火、昼間障害標識、空港用地内のターミナルビル等の建物、道路・駐車場、排水施設、消防水利施設、場周柵、消防除雪車庫、除雪車庫、道路・駐車場照明、電源局舎、電源局舎内機器、電線路等に設定される権利

##### 任意事業を行う権利

- ・ 「第1-1-(10)本事業の業務範囲」に定めた「運営権者が任意で行う事業・業務」を行うことができる。

##### 空港用地等を使用する権利

- ・ 「第1-1-(7) 事業方式」に規定する実施契約に基づく空港用地及び空港用地内の建物、本事業関連物品を使用する権利

#### (12) 本事業の執行に必要となる運営権者に対する支援

県は、「第1-1-(10)本事業の業務範囲」のうち、県による財政支援の対象となる下表の事業実施に要する経費（運営権者が任意で行う事業・業務及び収益業務（テナント等に対する施設貸付業務、会議室貸出業務）を除く）から、下表に示す収入分を減算した額（支援額）を基本として支援する他、県が必要と認めるものについては、事業者が法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができるよう努める。

支援額：前年度の収支状況（初年度は前年度の県運営による収支状況）に応じて、毎年度の予算の範囲内で定める。

なお、運営権者の経営努力を促し、県民サービスの向上を図るため、下表に示す事業

実施により、県からの支援額を含めた収入が経費を上回る場合、その収益の2分の1の額を運営権者の収入として認めるが（経費が支援額を下回る場合、支援額と経費の差額は精算）暴風、豪雨、豪雪、洪水、落盤、落雷、地震、火災、その他の自然災害（以下、「自然災害」という。）によるものを除き、損失が生じた場合は、運営権者の負担とする。

県による財政支援の対象となる事業	経費負担から減算する収入
1) 空港運営事業（空港基本施設の維持管理、運営）	左に附帯する収入 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 着陸料</li> <li>・ 停留料</li> <li>・ 土地使用料</li> <li>・ 給油料</li> <li>・ 給油手数料</li> </ul>
2) 空港航空保安施設運営事業（空港航空保安施設の維持管理、運営）	
3) 環境対策業務	
4) ターミナルビル等空港周辺施設運営事業（収益業務を除くターミナルビル等空港周辺施設の維持管理、運営） 収益業務：テナント等に対する施設貸付業務、会議室貸出業務	

自然災害があった場合、当該施設に付保する保険によっても、その損害の全部又は大部分を補填することができないと認められるときは、県は当該施設の復旧に要する費用を負担する。

自然災害により当該施設に損害があり、運営に支障がでた場合の取り扱いは、契約変更も踏まえ、以下のとおりとする。

- ・ 県は、本事業再開までの間、運営権者による実施契約の履行を一時的に停止することができる。
- ・ 県と運営権者は、協議により自然災害からの復旧スケジュールを決定し、実施契約の履行を再開する日時を決定する。

### (13) 本事業の対象となる施設整備の取り扱い

施設整備の実施主体

施設整備を実施する場合の実施主体は、下表のとおりとする。

なお、県が公益上の理由で必要であると判断した整備については、県が実施主体となることがある。

また、運営権者が維持管理・機能の拡充を実施したときに生じた所有権は、県の書面による承諾がある場合に限り、県に無償で帰属する。

実施主体	整備内容
運営権者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空港基本施設及び空港航空保安施設の部分的補修、更新のための整備、機能の拡充（滑走路、誘導路、エプロン、航空灯火、ローライザー等）</li> <li>・ ターミナルビル等空港周辺施設の部分的補修、更新のための整備、機能の拡充（ターミナルビル、駐車場、レストラン等）</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 滑走路の延伸、ターミナルビルの建替等</li> </ul>

#### 運営権者が設置する施設

- ・ 運営権者が施設の新築・増改築等の投資を実施した場合において、県が但馬空港の運営上、将来においても必要と判断し、事業期間終了時に県又は県の指定する第三者へ所有権移転を想定するものについては、当該投資の完成時に県を買主とする売買の一方の予約契約を締結すると共に、この契約に基づく不動産の所有権移転について仮登記を行うものとする。
- ・ なお、移転時は、県側又は県の指定する第三者側の評価専門家及び運営権者側の評価専門家並びにこの両名が同意する第三の評価専門家の協議により合意した時価算定方法をもとに譲渡額を決定する。

### 2 特定事業の選定及び公表に関する事項

公共施設の運営等が効率的かつ効果的に実施できる場合に、本事業を特定事業として選定し、公表する。

### 第2 運営事業者の選定に関する事項

兵庫県第3次行財政構造改革推進方策（平成26年3月策定）に基づき、但馬空港ターミナル株式会社による但馬空港の一体運営を行う。

### 第3 公共施設等運営権実施契約に定めようとする事項

県と運営権者が締結する実施契約には、以下の事項を定める。

業務の内容

公共施設等運営権の設定及び契約の履行

事業者の資金調達等

許認可及び届出等の手続

費用負担

環境対策等

保険

実施体制の整備

施設等の貸付等

本事業対象施設等への整備等

公共施設等の利用に係る約款等

関係機関との協定等

業務計画書

運営等の業務の開始

業務報告書

調査点検等の実施

運営収入の取扱い  
損害賠償  
契約の変更及び解除  
保全義務

- 21 契約終了に際しての処置
- 22 権利の譲渡制限
- 23 その他必要な事項

#### 第4 運営権者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

##### 1 運営権者の経営責任に関する基本的な考え方

運営権者は、本事業において、着陸料等その他利用料金の設定及び收受を行うことや、県が財政支援を行うことに鑑み、本事業にかかる経営の責任（空港需要の変動リスクによるものを含む）は、原則として運営権者が負うものとする。

ただし、一定の法令・政策変更等により運営権者に著しく不利益を生じさせるような事象が生じた場合は、県と運営権者で協議するものとする。

##### 2 単年度計画

運営権者は、実施契約に基づいて以下の計画を策定し、公表するものとする。

###### 単年度計画の策定

運営権者は、事業期間開始日の30日前までに、事業期間開始日以降、同日から最初の事業年度の終了日までの間の本事業に係る単年度計画を県に提出する。単年度計画には、事業の内容とその収支について記載する。初回の提出以降は、運営権者の各事業年度開始日の30日前までに、当該年度についての単年度計画を県に提出する。運営権者は、単年度計画を変更したときは、速やかに県に対して提出する。

なお、運営権者が以下の航空法において定める重要な変更該当する整備等を実施しようとするときは、単年度計画に記載した上で、単年度計画の当該整備部分について、県による承認を得るとともに（重要な変更以外の変更を加えた場合は、県及び国土交通大臣に届出）空港保安管理規程などを変更し、国土交通大臣へ届け出るものとする（航空保安無線施設の変更については、必要に応じて総務大臣の承認も得るものとする）。

- ・ 滑走路、着陸帯の長さ、幅又は強度の変更
- ・ 誘導路の幅又は強度の変更
- ・ エプロンの拡張（増設含む）及び縮小又は強度の変更
- ・ 航空灯火の灯質、光度又は光柱の範囲の変更
- ・ 航空灯火の配置及び組合せの変更
- ・ 航空灯火に係る制御装置の構造若しくは回路又は定電流回路の変更（灯質、光度その他灯火の光学的特性に影響を与える場合に限る）
- ・ 航空灯火に係る制御装置の増設又は電源装置の増設

- ・ 航空保安無線施設による電波のコースの方向の変更
- ・ 航空保安無線施設の設置位置の変更
- ・ 航空保安無線施設の構造の変更
- ・ 航空保安無線施設の送受信設備の方式の変更
- ・ 航空保安無線施設に係る送受信装置の構造及び回路の変更(周波数、空中線電力、識別符号の変更その他航空保安無線施設の電気的特性に影響を与える場合に限る)
- ・ 航空保安無線施設の送受信装置及び電源設備の増設

#### 公表

運営権者は、単年度計画について県の承認後、速やかにその概要を運営権者のホームページ上で公表する。

#### 報告

運営権者は、単年度計画を県に提出後、その実施状況について、「第4-3 管理水準及び調査点検等」、「第4-4 財務情報の報告及び開示」に定める各種報告書の中で報告するほか、県からの求めに応じて随時報告する。

### 3 管理水準及び調査点検等

#### (1) 管理水準

県は、運営権者によって適切な維持管理が実施されること、安全な航空輸送に資する運営を行うことが確保されること、環境対策が適切に実施されること、及び、事業継続が確保されることを管理水準として定める。なお、管理水準書の体系は以下のとおりである。

大区分	業務範囲との関係	小区分	具体的な管理水準事項
全体			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 用語定義、基本事項、遵守する法令・通達等</li> </ul>
規程策定	4)- - a, b	空港供用規程の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空港供用規程の策定に関する管理水準</li> </ul>
		空港保安管理規程の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空港保安管理規程(セーフティ編及びセキュリティ編)の策定に関する管理水準</li> </ul>
空港基本施設等	1)、2)、4)- - c, i	維持管理、更新・改良(ハード)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空港基本施設等に関する管理水準</li> </ul>
		運營業務(ソフト)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空港供用規程</li> <li>・ 空港保安管理規程</li> </ul>
環境対策	3)	環境対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境対策事業に関する水準</li> </ul>

ターミナルビル 施設等	4)- - d , e , f , g	維持管理、更新・ 改良（ハード）	・ 空港用地内のターミナルビル等の建物に関する 管理水準
		運營業務(ソフト)	
駐車場	4)- - h	維持管理、更新・ 改良（ハード）	・ 駐車場に関する管理 水準
		運營業務(ソフト)	
利用促進	4)- - j , k		・ 空港の利用促進に関する 水準

(注)業務範囲との関係欄は、「第1-1-(10)本事業の業務範囲」で示した空港運営事業、空港航空保安施設運営事業、環境対策事業、及び、その他附帯する事業のうち運営権者が実施義務を負う事業・業務である。

## (2) 調査点検等

### 法定の調査点検等

- ・ 本事業における民間資金法及び民活空港運営法、航空法、空港法に基づく調査点検等は以下のとおりである。
- ・ 運営権者は、下記の事項について調査点検等の結果をまとめ、国へ報告する際には、県に対してもこれを提出する。

根拠法	適用対象	事象	対応（根拠規定）	
民間資金法	運営権者	公共施設等運営事業の適正を期するため	報告徴収、実地調査、指示	民間資金28
		実施契約において定められた事項について重大な違反があったとき等	運営権取り消し・行使停止	民間資金29
航空法	運営権者	保安上の基準に従った管理義務	定期検査(年2回以内)	民12、航47
		空港保安管理規程の策定	届出・変更命令	民12、航47の2
		航47～47の3、54条の施行の確保に必要があるとき	報告徴収、立入検査	民12、航134
空港法	運営権者	空港供用規程の策定	届出・変更命令	民13、空12
		着陸料等の設定	届出・変更命令 変更	民13、空13
		空港供用規程、着陸料に係る規定の施行に必要な限度	報告徴収、立入検査	民13、空32
		空港法の目的を達成するため必要があるとき	指導、助言、勧告	民13、空33
		旅客取扱施設利用料の設定	上限認可、届出、 変更命令	空16

(注)「民」は民活空港運営法、「航」は航空法、「空」は空港法を指す。

その他の関係法令に基づく調査点検等は別途実施される。

我が国では、2010年11月に改正された国際民間航空条約附属書に基づく国際標準として、2014年度から「国家安全プログラム（SSP）」の導入が予定されており、上記表のうち航空法及び空港法による各検査の実施方法の改善が検討されている。同プログラム導入後は、国（国土交通省航空局安全部）と運営権者との間で個別に安全目標・安全指標等について合意した上で、運営権者による安全管理の実施状況を継続的に監視することが予定されている。

#### 運営権者による調査点検等

- ・ 運営権者は、空港保安管理規程等の基準に基づき点検等を行い、その結果を適切に保存するとともに、県または国からの提出要請があった場合には速やかに提出する。
- ・ 運営権者は、ターミナルビル等の運営のうちサービスに関する事項を運営権者のホームページ上で公表する。
- ・ 運営権者は、下記の事項については調査点検等の結果をまとめ、県に対してこれを提出する。

	名称	頻度	備考
1	空港管理状況報告書	毎月	
2	無線関係施設管理月報	毎月	
3	灯火施設等の保守に関する報告	毎月	予備品の在庫、障害灯・受配電設備・発電機の点検結果

#### 県による調査点検等

- ・ 県による調査点検等は、その他、必要があると認めるときは、運営権者からその業務に関して報告させ、又はその職員に運営権者の事務所その他に立ち入り、帳簿、書類、その他の物件を検査させることができる。
- ・ 調査点検等の結果、管理水準を充足する運営が行われていないと判断される場合、県は業務是正勧告又は命令を行い、これらによっても一定期間の間に是正が認められない場合には、県は、実施契約を解除する場合がある。詳細は、「第6-1 契約解除の事由」(2)- を参照のこと。

#### 4 財務情報の報告及び開示

運営権者は、毎事業年度の末日から3ヵ月以内に、下記情報を県に報告するとともに、管理水準書で公表を求める部分については、運営権者のホームページ上で内容を公表するものとする。

- ・ 会社法第435条第2項に定める計算書類（会計監査人による監査済計算書類）
- ・ 会社法第435条第2項に定める事業報告
- ・ 会社法第435条第2項に定める上記の附属明細書
- ・ キャッシュ・フロー計算書



## 第5 本事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

### 1 契約解除の事由

#### (1) 県の事由による契約解除

##### 1) 県の任意による契約解除

県は、本事業を継続する必要がなくなった場合又はその他県が必要と認める場合には、6 ヶ月以上前に運営権者に対して書面通知することにより、実施契約の全部または一部を解除することができる。

##### 2) 県の責めに帰すべき事由による契約解除

県の責めに帰すべき事由により、県が実施契約上の重大な義務に違反し、運営権者から 60 日以上当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に当該不履行が是正されない場合、又は県の責めに帰すべき事由により実施契約に基づく運営権者の重要な義務の履行が不能になった場合は、運営権者は、県に対し、解除事由を記載した書面で通知することにより、実施契約を解除することができる。

#### (2) 運営権者の事由による契約解除

##### 1) 県は、次の事由が発生したときは、催告することなく実施契約を解除することができる。

運営権者の責めに帰すべき事由により実施契約上の義務の履行が不能になったとき。

運営権者が破産したとき。

県が指定した期間までに本事業を開始しなかったとき。

運営権者が本事業を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。

運営権者が本事業に関する法令の規定に違反し、その影響が重大なとき。

運営権者の役員のうち次のいずれかに該当する者がいることが判明したとき。

- a 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- b 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
- c 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- d 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第3号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- e 運営権者が運営権を取り消された場合において、その取消しの日前30日以内に当該運営権者の役員であった者で、その取消しの日から5年を経過しない者

f 事業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記のいずれかに該当する者

2) 県は、次の事由が発生したときは、運営権者に対して当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告し、当該期間内に当該不履行が是正されない場合、解除事由を記載した書面で通知することにより、直ちに実施契約を解除することができる。

運営権者が実施契約上の誓約事項に違反したとき。

運営権者がその責めに帰すべき事由により実施契約上の義務を履行しないとき。

運営権者が本事業に関する法令の規定に違反したとき。

運営権者が管理水準を満たさない状態を継続するなど、運営権者の責めに帰すべき事由により本事業の遂行に重大な支障を及ぼす事態（調査点検等の結果、業務是正勧告又は命令が出されたにもかかわらず、一定期間の間に是正が認められない場合を含む。）が発生したとき。

(3) 自然災害が発生した場合の契約解除

自然災害が発生し、実施契約の履行を一時的に停止している間に、運営権者による事業の再開が困難となった場合は、県は実施契約を解除する。

## 2 契約解除の効果

(1) 県の事由による契約解除の効果

原状回復

- ・ 運営権者が、空港用地に設置した施設については、売買の一方の予約契約を締結していた施設を除き、撤去しなければならない。
- ・ 運営権者が実施したターミナルビル等の建物に対する造作等については、実施契約締結時の原状に回復しなければならない。ただし、県の書面による承諾があるときは、設置した造作等を県に帰属することができる。

損失補償

- ・ 県の任意による契約解除の場合、又は県の責めに帰すべき事由による契約解除の場合は、県は損失の補償を行う。

(2) 運営権者の事由による契約解除の効果

原状回復

- ・ (1)- に同じ。

損害賠償

- ・ 運営権者の事由によって契約が解除された場合には、県が被った損害の額を運営権者に損害賠償請求することができる。

(3) 自然災害が発生した場合の契約解除の効果

原状回復

- ・ (1)- に同じ。

損害賠償

- ・ 自然災害の発生による契約解除の場合は、互いに損害賠償は請求しない。

第6 実施契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

実施契約の解釈について疑義が生じた場合、県と運営権者は誠意をもって協議する。

(参考) 本事業の関係法令

(1) 法律

- 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成 25 年法律第 67 号）
- 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（昭和 11 年法律第 117 号）
- 空港法（昭和 31 年法律第 80 号）
- 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）
- 会社法（平成 17 年法律第 86 号）
- 気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）
- 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- 21 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）
- 22 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）
- 23 砂防法（昭和 30 年法律第 29 号）
- 24 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- 25 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- 26 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）
- 27 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- 28 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）
- 29 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- 30 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- 31 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- 32 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- 33 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- 34 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）
- 35 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号）

- 36 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）
- 37 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）
- 38 その他関係法令

(2) 条例・規則

- 兵庫県立但馬飛行場の設置及び管理に関する条例
- 兵庫県立但馬飛行場管理規則
- その他兵庫県関係条例・規則

(3) 参照すべき基準

- 空港土木施設の設置基準・同解説
- 空港土木工事共通仕様書、空港土木設計・測量・地質土質調査・点検業務共通仕様書、航空灯火・電気施設工事共通仕様書及びこれらに記載されている基準、要領、指針等
- 空港内の施設の維持管理指針等
- バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）
- 空港保安管理規程に係る航空局通達
- その他関係基準・通達等

# 別紙 但馬空港位置図

対象施設一覧
空港基本施設（滑走路、誘導路、エプロン等）
空港航空保安施設（航空灯火、無線施設）
ターミナルビル
事業者棟
空港レストラン
航空機展示場、展示航空機及び付帯施設
空港公園及び公園内施設
給油施設
空港用地内の道路及び駐車場

□・・・本事業の対象となる範囲

第1-1-(10)本事業の業務範囲に記載した、障害物管理業務、航空灯火及び付随する電気施設の維持管理業務、環境対策業務については、上記対象範囲外の事業も含む。

